

## 西安市における出張サービスのお知らせ

在中国日本国大使館

日本国大使館は、以下のとおり、西安日本人倶楽部事務局のご協力を得て、領事出張サービスを行います。今回行う業務は以下のとおりですので、この機会を是非ご利用下さい。

**(尚、やむを得ない事情により突然変更になる場合がありますので、事前に当館HPで御確認下さい。)**

領事出張サービスをご利用される在留邦人の方は、10月27日(月)までに西安日本人倶楽部事務局にお申し込み下さい。来場時間は予約制となりますので、希望の時間帯がある方は早めにお願ひします。

また、当日の業務に必要な書類等で不明な点は、事前に大使館HPで確認頂くか、大使館領事部にご連絡下さい。(大使館HP：[http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j.htm) 大使館領事部 TEL：010-6532-6539/6964)

### 領事出張サービス

日 時：11月1日(土) 9:00~12:00

場 所：西安君楽城堡酒店(Grand Park Xi'an) 1F「ベランダ」個室  
(西安市環城南路西段12号、TEL：029-8760-8888)

申込先：西安日本人倶楽部事務局(申込締め切り 10月27日(月))

TEL：029-8720-1616 FAX：029-8720-1077 メール：kitajima-intl@sunny.ocn.ne.jp

申請者：当事者本人が申請(未成年のパスポート申請は、必要書類が変わりますので、必ずご確認下さい)

必要書類：基本は以下のとおりですが、個別の状況によっては必要書類が変わってきますので、事前に大使館領事部までご確認下さい。

### 受付業務

#### 1. 在外選挙人名簿登録申請(手数料無し)

在外選挙投票をするには、事前の登録が必要です。選挙人名簿登録には、申請後2~3ヶ月を要します。是非、この機会をご利用下さい。

パスポートのみで申請可能(3ヶ月前にパスポートを更新された方は前パスポートも必要)。

但し、パスポートに「外国人居留許可」を取得していない方、同居家族(日本国籍)による代理申請を希望する方は、事前に大使館領事部にご連絡下さい。

#### 2. パスポートの新規申請及び切替申請(申請受付のみ。受取りは北京まで来ていただく必要があります。)

但し、北京の大使館領事部にて10月27日(月)までに申請された方は、当日、本出張サービスの時に受取りが可能です。

※幼児及び未成年者の申請は、必ず事前に大使館領事部に確認して下さい。

手数料は10年(1,000元)、5年(690元)、12才未満(380元)

※新規申請：パスポート、6ヶ月以内発行の戸籍謄(抄)本、写真1枚(注)

※切替申請：パスポート、現有パスポートの記載事項(本籍地他)に変更がない場合、原則、戸籍謄(抄)本は省略可能。写真1枚(サイズは、縦4.5cm横3.5cm(顔の長さが3.2~3.6cm)、6ヶ月以内に撮影したもの、無背景)

#### 3. 在留証明(手数料75元)

パスポートと居住している現住所が確認できる公文書(外国人就業証、臨時宿泊登記表等)が必要。

「申請理由」「提出先」「日本の本籍地」「省略されていない正確な中国の現住所(日本語)」を記入できるようにして下さい。尚、国民年金等の一部の年金受給の為の在留証明の取得は手数料免除になりますが、国民年金機構等からの資料の提出が必要になります。予め、ご相談下さい。

#### 4. 署名証明(2つの形式がありますが、署名すべき書類が無く、署名のみを単独で証明する形式に限る。)

手数料105元)パスポートのみで申請可能。「使用目的」「提出先」「居住している正確な現住所」を記入できるようにして下さい。

#### 5. 在留届(新規、記載事項変更、帰国・管轄外転出等)

大使館の管轄区域内に3ヶ月以上滞在の方は提出。

在留届は電子届が可能です。<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

もしくは、当館HP [http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j/zairyu\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm) から入手し、FAX・郵送にて提出も可能です。同居家族がいる方は、その旅券番号、到着年月日を事前に確認して下さい。